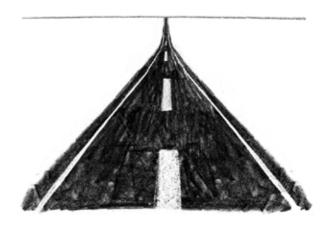


The Road to ITHEROAD STATES

vol. I

A practical guide to IFRS 1 and first-time adoption

February 2010



はじめに

IFRSへの道

国際財務報告基準(IFRS)は急速に世界的な会計を表現する言語となっています。現在では100カ国以上がIFRSを採用しており、さらに多くの国が今後数年以内の移行に向けて取り組んでいます。世界的な基準の利点は広く認められています。但し、企業にとってはIFRSへの移行は、財務上の機能やより広範囲の業務における大きな変化となります。

国際会計基準審議会 (IASB) はガイダンスの必要性を認識し、2003年にIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」を発表しました。IFRS第1号の対象範囲は企業の最初のIFRS財務諸表におけるIFRSの適用についてです。当初は企業がIFRSを初めて適用する場合は全て遡及適用することが基本前提となっていました。しかし、このアプローチにかかる費用と複雑さが認識され、IASBは遡及適用の負担が大きすぎる、または実施困難な分野では様々な免除規定を設けました。移行計画時に、経営陣はIFRS第1号が自社の事業に与える影響について、詳細かつ明確に理解しなければなりません。検討すべき問題には以下が含まれます。

- ・遡及修正再表示はいつ必要となるのか。それには何が含まれるのか
- ・IFRS第1号の免除規定は何か。どれを適用するかをどのように決定すべきか
- ・最初のIFRS財務諸表に必要な情報は何か
- ・IFRS第1号は移行及び報告の時期にどのような影響を与えるのか

独立系で、会計・コンサルティングサービスを提供するファームで構成される組織では世界有数のグラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド(グラント・ソントン・インターナショナル)のメンバーファームは、IFRSの初度適用のより困難な側面に対して広範囲な知見を有しています。グラント・ソントン・インターナショナルはIFRSチームを通して一般的指針を作成し、メンバーファームによる質の高い一貫性のあるIFRS適用の取り組みを支えています。我々は本書「IFRSへの道一IFRS第1号及び初度適用の実用ガイド」を発行することにより、これらの知見を共有できることを喜ばしく思います。本書には、グラント・ソントン・インターナショナルのIFRSチームとメンバーファームのIFRS専門家の経験全般を反映しています。本書ではIFRS第1号の実施上のポイントとなる事項を説明し、より困難な分野の解釈指針を示しています。本書はまた、基準の開示上の要件を例を挙げて説明します。

page 02

最新のIFRS第1号

IFRS第1号は、他のIFRSの変更に伴い、最初に公表されてから何度も改訂されてきました。その結果、その構造は徐々に複雑になり扱いにくくなりました。2008年11月にIASBはIFRS第1号の改訂基準を発表し、従来基準の実質的な内容は維持しつつ構造を単純化しました。例えば、IFRS第1号の免除規定は将来の変更が容易に行えるように付録に移されました。改訂基準にはIAS第1号「財務諸表の表示」(2007年改訂)に伴う変更も含まれます。2009年7月1日以降に開始する報告期間に対して有効となり、早期適用が認められています。

本書では、全ての参照と例は2008年11月版IFRS第1号の適用を前提としています(強制適用日である 2009年7月1日以前を参照している例を含む)。IFRS第1号の実質的な内容は2008年の改訂において も変更されていないため、本書は旧基準を適用する企業にも関連しています。

本書の使い方

本書は以下で構成されています。

- ・セクションAでは、IFRS第1号の範囲と目的を示し、主要な原則をまとめています。
- ・セクションBでは、認識と測定原則(IFRS会計方針)及び移行日に焦点を当て、IFRS開始財政状態 計算書の作成の影響について論じています。
- ・ セクションCでは、複数の例で実際の影響を示しながら、IFRSの完全遡及適用の免除項目について 論じています。
- ・セクションDではIFRS第1号の開示要件を示しています。
- ・IFRSの完全遡及適用の強制免除と任意免除の一覧は付属書 I に含まれます。
- ・付属書Ⅱでは、追加的な適用指針を記載しています。

本書では初度適用企業が対応しなければならない可能性のある全ての問題を対象とはしていません。IFRSを適用するプロセスには、例えば会計システムの変更、投資家やその他の利害関係者に対する告知など多くの段階が含まれます。これらは極めて重要で、早い段階で経営陣が検討しなければなりませんが、本書では対象としていません。

本書は初度適用の会計面に焦点を当てています。企業や監査人がIFRS第1号の困難な側面を適用するのを支援することを意図しており、複数の実際の適用例を示しています。実際に起こりえる全ての取引を対象とすることは出来ませんが、本書が皆様にとって有益であることを願います。

グラント・ソントン・インターナショナル 2009年5月

A.IFRS第1号の原則概要

IFRS第1号では、初度適用企業がIFRSの初度適用を行う際に従わなければならない手順を規定しています。当セクションでは、同基準の目的と範囲について述べ、IFRS第1号の主要な原則をまとめます。

IFRS第1号概要

- A.IFRS第1号の主要原則は、最初のIFRS財務諸表の表示にあたり、表示される全期間を通じ、 最初のIFRS報告期間の期末時に有効な会計方針を適用するというものです。例えば、12月を 年度末として2009年に初めてIFRSを適用する企業は、2009年12月31日時点で有効な会計方 針を適用し、さらにその会計方針を遡及的に適用します。そのため財務諸表は、初度適用企 業が以前からIFRS財務諸表を表示していたかのように表示されます(重要な免除規定の適用 があります)。
- B.初度適用企業は移行日を設定します。移行日とは、企業が最初のIFRS財務諸表において IFRSによる完全な比較情報を表示する最初の期間の期首と定義されています。
- C.初度適用企業は移行日現在の開始財政状態計算書を作成します。これがIFRSに準拠した会計の出発点となります。
- D.開始財政状態計算書において、初度適用企業は全ての資産及び負債の認識と測定にIFRS 会計方針を適用し、必要に応じて、従前の会計原則(GAAP)では異なる種類の資産、負債または資本項目として認識されていたものを組替えます。適用される会計方針は、最初のIFRS 報告期間の期末時に有効なIFRSに基づくものです(重要な免除規定の適用があります)。
- E.開始財政状態計算書の作成の際に、初度適用企業は遡及適用の任意の免除規定を選択することができます。初度適用企業は適用が可能な全ての場合に、強制的な免除規定を適用します。
- F.初度適用企業は従前の会計原則とIFRSの間の調整表を作成し、最初のIFRS財務諸表(及び該当する場合は中間財務報告書)において、この調整表を開示します。企業は他のIFRSで求められる注記の開示に加え、IFRS第1号によるその他の注記の開示規定に従います。

1 背景及び目的

IFRS第1号はIASBによって2003年6月に発表されました。これは企業が初めてIFRSを採用するときに適用する移行要件の大部分を規定し、IFRSへの移行の影響を明らかにするための様々な開示項目も明記しています。

IFRS第1号の目的は、企業の最初のIFRS財務諸表(または最初のIFRS報告期間の一部を対象とする中間財務報告)に以下の情報が確実に含まれるようにすることです。

- 利用者にとって透明である
- ・表示された全期間にわたり比較可能である
- ・IFRSに準拠した会計処理のための適切な出発点を提供する
- ・利用者にとっての便益を超えないコストで作成することができる

言い換えると、IFRS第1号は完全な遡及適用(つまり企業が以前から行ってきたかのように最初の年に IFRSを適用する)という理想と、そのアプローチを適用するためのコストのバランスをとることを目的としています。IFRS第1号は遡及適用の免除規定を、限られてはいるものの重要な範囲で規定しており、これらは実務では大変に重要です。これらについてはセクションCで論じられています。

2 IFRS第1号の適用時期

IFRS第1号第2項では以下のように規定しています。

「企業は本基準を次のものに適用しなければならない

- (a) 最初のIFRS財務諸表
- (b)最初のIFRS財務諸表の対象となっている年度の一部分について、IAS第34号「中間財務報告」に 準拠した企業が作成する各中間財務報告(該当する場合)」

2-1 最初のIFRS財務諸表

企業は最初のIFRS財務諸表(及び最初のIFRS財務諸表の報告期間の一部を対象とする各中間財務報告書)にのみIFRS第1号を適用します。このため、これらの財務諸表を特定することが不可欠ですが、最初のIFRS財務諸表とは「企業が国際財務報告基準(IFRS)を、IFRSへの準拠に関する明示的かつ無限定の記述により採用する最初の年次財務諸表」(IFRS第1号Appendix A)と定義されています「強調は筆者による」。

企業の最初のIFRS財務諸表の最も一般的な例として、企業が直近の財務諸表をIFRSと異なる国内の会計基準、又はその他の要件に基づいて表示した場合があります。これは大部分の初度適用企業に該当します。

同基準には最初のIFRS財務諸表の他の例がいくつか含まれており、IFRSへの準拠に関する明示的かつ無限定の記述の重要性を強調しています。例えば、IFRS第1号は財務諸表にIFRSへの準拠に関する明示的かつ無限定の記述が含まれていないことを除き、全ての点でIFRSに準拠した直近の財務諸表を表示した企業に適用されます。その他の例を以下に示します。

例A.1:最初のIFRS財務諸表

- A.企業Aはこれまでの期間、財務諸表を表示していない。企業Aの年次財務諸表には、IFRSへの準拠に関する明示的かつ無限定の記述が含まれる。企業Aの財務諸表は同社の最初のIFRS財務諸表であり、企業AはIFRS第1号を適用する。(IFRS第1号第3項(d))
- B.企業Bの従来の財務諸表には、IFRSの一部に準拠するが、全てには準拠していない旨の明示的な記述が含まれていた。当該年度の企業Bの財務諸表には全てのIFRSへの準拠に関する明示的かつ無限定の記述が含まれる。当該年度の財務諸表は同社の最初のIFRS財務諸表であり、同企業はIFRS第1号を適用する。(IFRS第1号第3項(a)(iii))
- C.企業Cの前年度の財務諸表には、IFRSへの準拠に関する明示的かつ無限定の記述が含まれていたが、監査人は限定付監査報告書を提出した。今年度の企業Cの財務諸表は同社の最初のIFRS財務諸表ではなく、IFRS第1号は適用しない。(IFRS第1号第4項(c))
- D.企業Dは国内の基準に準拠して昨年度の財務諸表を表示し、その財務諸表にはIFRSへの準拠に関する明示的かつ無限定の記述が含まれていた。今年度の財務諸表にもIFRSへの準拠に関する明示的かつ無限定の記述が含まれている。企業Dの今年度の財務諸表は同社の最初のIFRS財務諸表ではなく、IFRS第1号は適用されない。(IFRS第1号第4項(b))

例示により、定義が厳密に適用されることが明白になります。上述のとおり、IFRSへの準拠に関する明示的かつ無限定の記述が、従来の財務諸表にこの記述がないこととともに、かぎとなる要素になります。さらに、財務諸表はIFRSの全ての要件に準拠する場合(開示要件を含む)にのみ、最初のIFRS財務諸表となります。

2-2 中間財務報告書

初度適用企業による、IAS第34号に準拠して表示された、最初のIFRS財務諸表の報告期間の一部 (最初の6カ月間等)を対象とする中間財務報告書もまた、IFRS第1号の要件に従わなければならないことに注意することは大切です。但し、IFRS第1号は初度適用企業に中間報告書の表示を要求しておらず、中間財務報告書での追加の開示だけを要求しています。これについてはセクションDで論じます。

B.開始財政状態計算書

要件の概要

- A.初度適用企業はIFRSへの移行日を設定します。移行日とは、企業が最初のIFRS財務諸表に おいてIFRSによる完全な比較情報を表示する最初の期間の期首と定義されます。
- B.初度適用企業は移行日現在の開始財政状態計算書を作成します。これがIFRSに準拠した会計の出発点となります。
- C.開始財政状態計算書において、初度適用企業は全ての資産及び負債の認識と測定にIFRS 会計方針を適用し、必要に応じて、従前の会計原則では異なる資産、負債または資本項目として認識されていたものを組替えます。適用される会計方針は、最初のIFRS報告期間の期末時に有効なIFRSに基づくものです(重要な免除規定の適用があります)。中間財務報告書では、その中間財務報告書の承認日に有効な基準が適用されるべきと考えられます。

1 開始財政状態計算書の作成

開始財政状態計算書の要件は、IFRS第1号第6項で以下のように述べられています。

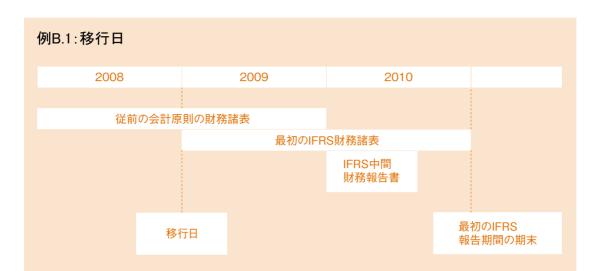
「企業は、IFRS移行日現在でIFRS開始財政状態計算書を作成し表示しなければならない。これは、IFRSに準拠したその企業の会計処理の出発点となる」

この開始財政状態計算書は、IFRS第1号が他の処理を認めるか又は義務付ける場合を除き、IFRSに基づく最初の報告期間の期末時に適用すべきIFRSに準拠して作成されます。

1-1 移行日

移行日は、企業のIFRSに準拠した会計の出発点です。移行日はIFRS第1号に以下のように定義されています。

「企業が最初のIFRS財務諸表においてIFRSによる完全な比較情報を表示する最初の期間の期首」 (IFRS第1号Appendix A)[強調は筆者による] 完全な比較情報を1年分のみ表示する企業にとって、移行日はその唯一の完全な比較期間の期首と なります。以下の例で考えてみます。



初度適用企業は2010年12月31日(最初のIFRS報告期間の期末)に最初のIFRS財務諸表を作成 する。2009年及びそれ以前の会計年度では、初度適用企業は国内の会計基準に基づく財務諸 表を表示している。初度適用企業は、証券取引所及びIFRSの要件に準拠した1年分の完全な比 較情報を作成する。移行日は2009年1月1日と決定される(企業が完全な比較情報を表示する最 初の比較期間の期首)。証券取引所の要件により、初度適用企業は少なくとも6カ月毎にIFRSに 準拠する中間財務報告書の表示が求められる。初度適用企業は、最初のIFRS財務報告書の報 告期間の一部である2010年1月1日から2010年6月30日までの期間の中間財務報告書を表示す る。この中間報告書はIAS第34号「中間財務報告」に準拠して作成される。IFRS第1号に準拠す るため、初度適用企業はIAS第34号で要求される情報に加えて、IFRSに準拠して表示された最 初の年の各中間報告のための追加情報を表示する(IFRS第1号第32項及びIFRS第1号第33 項)。

1年間の完全な比較情報を表示することは、IFRSの下では通常です。しかし現在では、IAS第1号「財 務諸表の表示」(2007年に改訂)は、企業が溯及修正再表示を行う場合に、通常のIFRS財務諸表とと もに最初の比較期間の期首における追加的な財政状態計算書を求めています。IFRS第1号第21項 は今や、最初のIFRS財務諸表の内に最低2年分の比較財政状態計算書、及び比較期間1年のその 他の主要財務諸表の表示を要求しています。

IFRS第1号第21項

IAS第1号(改訂基準)に準拠するためには、企業の最初のIFRS財務諸表は、少なくとも3つの財 政状態計算書、2つの包括利益計算書、2つの分離した損益計算書(表示する場合)、2つの キャッシュ・フロー計算書、及び2つの所有者持分変動計算書並びに関連する注記(比較情報を 含む)を含んでいなければならない。

この追加の財政状態計算書により移行日が繰り上げられることはありません。これは移行日が、 企業がIFRSによる完全な比較情報を表示する最初の期間の期首と定義されているためです。

財政状態計算書を追加表示する表示要件は、IAS第1号(改訂基準)が適用される全ての最初の IFRS財務諸表に適用されます。これについてはさらにセクションD.2で論じています。

企業が2年分の完全な比較情報の表示を求められる場合には、移行日は繰り上げられます。以下のB.2の例で考えてみます。

例B.2: 国内法令で2年分の完全な比較期間が義務付けられる場合

企業Cは2009年12月31日を報告日として、2009年度の最初のIFRS財務諸表を表示している。同社は国内法令でIFRSに準拠した2年分の完全な比較情報の表示が義務付けられている。移行日はIFRSによる完全な比較情報を表示する最初の期間の期首である2007年1月1日になる。この場合、国内法令による2年間の完全な比較期間という要件のため、移行日は報告日の3年前になる。

1-2 開始財政状態計算書の認識と測定

IFRS第1号の原則では、初度適用企業は最初のIFRS報告期間の期末時に有効なIFRSに準拠した会計方針を定めます。そして当該企業は開始財政状態計算書及び表示される全ての期間を通してその会計方針を適用します。この当初からのアプローチが緩和されていなければ、国内の会計基準からIFRSへ開始財政状態計算書を移行させるには、最初の報告日に有効なIFRSに準拠した、資産、負債及び資本の完全な遡及修正再表示が必要となります。しかしIFRS第1号は、原則に対して数多くの免除を認め、または義務付けています。これらの免除規定は実務上の重要性が高いものですが、セクションCで検討します。

これらの免除規定が適用されない場合、初度適用企業の開始財政状態計算書の作成について、 IFRS第1号第10項は以下のように述べています。

- ・IFRSで認識が求められる全ての資産及び負債を認識する
- ・IFRSでかかる認識が認められない場合には、資産又は負債として認識しない
- ・従前の会計基準では資産、負債又は資本項目として認識されていたが、IFRSの下では異なる種類 の資産、負債又は資本項目となるものを組替えする
- ・全ての認識された資産及び負債の測定にIFRSを適用する

つまり、免除規定が適用されない場合には、開始財政状態計算書は初度適用企業が現在有効な IFRSを以前から適用してきたかのように作成されます。

2 会計方針

開始財政状態計算書を作成する際、初度適用企業は最初のIFRS報告期間の期末、つまり財務諸表が対象とする直近の期間の期末時点で有効な全てのIFRSに準拠した会計方針を適用します。また、最初のIFRS財務諸表に表示した全ての期間を通してこの会計方針を使用します(IFRS第1号第7項)。つまり、初度適用企業が以前に有効であった異なる版のIFRSを適用することは認められません(IFRS第1号第8項)。

2-1 他の基準の経過措置の不適用

他のIFRSにおける経過措置及び発効日規定

IFRSの「経過措置」は企業がIFRSの旧基準から新基準にどのように移行するかを規定した要件です。新しく発行または改訂されたIFRSに経過措置が含まれない場合、IAS第8号「会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬」の原則が適用されます。要約すれば、実務的な制約下で遡及適用が求められることになります。新しく発行または改訂されたIFRSに経過措置が含まれる場合、通常これらには遡及的ではなく将来的な適用範囲が明記され、より詳細な事項が含まれることもあります。

経過措置を発効日規定と混同してはいけません(下記2.2を参照)。発効日規定では新しく発行または改訂されたIFRSがいつ(どのようにではなく)適用されるかを規定します。新しい要件は、特定日以降に開始する会計年度において適用しなければならないと規定するのが典型です。発効日要件は、早期適用の可否、及び早期適用時の要件についても規定します。例えば、新要件を早期適用する企業が、他の関連する要件も適用が義務付けられることがあります。

他のIFRSの経過措置は、IFRS第1号に規定されているものを除き、初度適用企業には適用されません(IFRS第1号第9項)。つまり他のIFRSの経過措置はすでにIFRSを適用している企業にのみ適用されます。但し、保険契約、リース、サービス委譲契約、借入費用についてはこの原則の例外規定があります。これらの項目については、IFRS第1号第9項が規定するように、関連する基準の経過措置が適用されます。

2-2 最初の報告日以降に有効となるIFRSの変更

多くの場合、初度適用企業は最初のIFRS報告期間の期末に複数の基準(又はそのバージョン)が利用可能であることになります。これは、IASBが新しく発行または改訂した基準が、その日にはまだ強制適用ではないものの早期適用が認められている場合に起こります。この場合、初度適用企業は会計方針の決定にあたり、旧版の基準又は最新基準のどちらの使用も認められます。例えば、IAS第23号「借入費用」は2007年に改訂され、特定の借入費用を資産化するのではなく費用化する選択肢がなくなりました。これらの変更は2009年1月1日以降に開始する会計年度に対して強制適用されますが、早期適用も認められています。初度適用企業が2009年6月30日に最初のIFRS財務諸表を表示する(つまり、2008年7月1日が会計年度の期首となる)場合、IAS第23号の旧版の基準を適用することができます。あるいは、2007年に行われたIAS第23号の変更を適用することもできます。IFRS第1号第8項は、新しいIFRSが早期適用を認めている場合、まだ強制適用ではない新しいIFRSの適用を認めています。

実際には初度適用企業は翌年の会計方針の変更を避けるために、新しい基準を適用する方が都合のよいことが多いものの、旧基準を使用する方が好ましい状況があるかもしれません。更に選択肢について以下の例で説明します。

例B.3:新しい基準の影響

企業Fは初度適用企業で、最初のIFRS報告期間は2009年12月31日が期末となる。企業Fは財務諸表に1年分の完全な比較情報を表示する。そのため、IFRS移行日は2008年1月1日となる。企業Fはこれまで、2008年12月31日を含む毎年12月31日を期末とする従前の会計基準に準拠した財務諸表を表示していた。

企業Fは以下に関して、2009年12月31日を期末とする期間に有効なIFRSを適用するよう義務付けられている。

- (a) 2008年1月1日時点の開始IFRS財政状態計算書の作成及び表示
- (b) 2009年12月31日時点の財政状態計算書(2008年の比較数値を含む)、2009年12月31日までの1年間の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書(2008年の比較数値を含む)及び関連注記の作成及び表示

新しいIFRSがまだ強制適用ではなく早期適用が認められている場合、企業Fは最初のIFRS財務諸表にそのIFRSを適用することが認められるが、義務ではない(IFRS第1号第8項)。

有効な基準の判断:

初度適用企業は2009年12月31日に有効な全てのIFRSを適用する。

IAS第1号(改訂基準)は2009年1月1日以降に開始する会計年度に有効となる。企業Fが最初のIFRS財務諸表を表示する会計年度は2009年1月1日に開始する。このため、IAS第1号(改訂基準)は、2009年12月31日に有効であり、適用されなければならない。

IFRS第3号「企業結合」(2008年改訂基準)は2009年7月1日以降に開始する会計年度に有効となる。企業Fが最初のIFRS財務諸表を表示する会計年度は2009年1月1日に開始する。このため、IFRS第3号(改訂基準)は2009年12月31日に有効ではないものの、早期適用が認められているので、企業Fは同基準の早期適用を選択できる(IAS第27号改訂基準も同時に適用されなければならない)。

2-3 中間財務報告書

最初のIFRS財務報告書の期間の一部を対象とする中間財務報告書を発表する場合、初度適用企業は報告期間の期末に有効なIFRSを常に特定できるとは限りません。これは、中間財務報告書が発表された後かつ最初のIFRS報告期間の期末の前に、IASBがIFRSに対して臨時の「緊急」変更を行うことで起こる可能性があります。また経営陣は、例えば新しいIFRSの早期適用によって、中間財務報告書を発表した後に会計方針の変更を決定する場合もあります。

中間財務報告書で使用される会計方針は、その中間財務報告書の承認日に有効なIFRSを反映するべきであると考えます。企業は中間財務報告書の会計方針として、期末までに承認が予想される公開草案を使用するべきではありません。ある取引に具体的に対応するIFRSがない場合、IAS第8号「会計方針、会計上の見積もりの変更と誤謬」の階層が、中間財務報告書及び年次財務諸表の両方の会計方針の選択に適用されます。中間財務報告書のための会計方針の選択を以下の例で説明します。

例B.4:中間財務報告書

状況は上記の例B.3と同様。初度適用企業は中間財務報告書の承認日に有効な基準を使用する。

IAS第1号(改訂基準)は2009年1月1日以降に開始する会計年度に有効となる。企業Fが最初のIFRS中間財務報告書を表示する会計年度は2009年1月1日に開始する。そのため、IAS第1号(改訂基準)は2009年12月31日に有効であり、適用しなければならない。

上述のとおり、最初のIFRS年次財務諸表に使用する会計方針は、免除規定が適用される場合を除き、最初のIFRS報告期間の期末に有効な各IFRSに準拠しなければなりません。

3 修正仕訳はどこに行くのか?

初度適用企業が開始財政状態計算書で資産、負債及び資本の修正再表示を行う場合、従前の会計原則とIFRSの間で差異が生じます。例えば、初度適用企業はIFRSに基づいて投資不動産を公正価値で再評価する、または金融資産の一部を修正再表示する可能性があります。その修正仕訳はどこに記録されるべきでしょうか。

IFRS第1号第11項は、初度適用企業はこれらの調整を利益剰余金、又は適当な場合には、資本における他の区分に直接認識することを規定しています。これは、その差異がIFRS移行日の前に生じた事象に関連しているため、報告期間の損益又はその他包括利益に影響を与えるべきでないことから妥当です。この一般的な要件の例外として、過去の企業結合で取得した無形資産に対する特定の調整は、のれんの修正再表示となります(これについてはセクションCで更に論じています)。

初度適用企業が調整を資本における他の区分に認識することが求められるか否かは、該当する資産または負債に適用されるIFRS要件によります。例えば、初度適用企業が会計方針としてIAS第16号「有形固定資産」の再評価モデルを選択する場合には、累積再評価剰余金を、資本の別項目として再評価剰余金の科目名で表示します(IAS第16号第39項)。



www.gti.org

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All right reserved.